

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 5 年 9 月
新 見 市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 新見市の農業の概況	2
2 担い手育成の基本的な方向	2
3 地域の特色を活かした農業経営の育成・支援	3
4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
5 重点的指導	5
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
営農類型の基本的指標	6
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	8
新たに農業経営を営もうとする青年等が目標 とすべき営農類型の基本的指標	8
第3 第2, 第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	9
2 市町村が主体的に行う取組	9
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	10
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	10
第4 効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びその農用地の利用の集積に関する目標 及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	10
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	10
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	10
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基 準及びその他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	11
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準及びその他 農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	12
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進及びその他の委託を受けて 行う農作 業の実施の促進に関する事項	13
第6 その他	14

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 新見市の農業の概況

本市は、岡山県北西部に位置し、北部では水稻、南部では葉たばこなど畑作物を主体とする農業生産を展開してきたが、近年、経営の発展を図るため、果樹、野菜及び花き等の園芸作物の導入が盛んとなっている。

今後は、特にこのような高収益性の園芸作物、作型について担い手を中心に導入し、地域として産地化を図ることとする。

また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と後継者が不在で規模を縮小する農家、あるいは施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域農業の発展を目指す。

なお、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

本市の2020年農業センサスにおける総農家数と販売農家の農業従事者、平均年齢や経営耕地面積について2015年と比較すると、総農家数は2,808戸で606戸(17.8%)の減、農業従事者は5,083人で1,473人(22.5%)の減、平均年齢は63.5歳で2.6歳の増、経営耕地面積は1,425haで257ha(15.3%)の減となっており、農家数及び農業従事者数、耕地面積の減少と高齢化等が進み、担い手不足が深刻となっているとともに、経営規模の維持等が困難な状況となっている。

特に、耕作放棄地は、632haで28ha(4.6%)の増となっており、認定農業者等の担い手に対する利用集積や規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

2 担い手育成の基本的な方向

本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が魅力とやりがいのある職業となるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(1経営体当たり概ね350万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

岡山県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新規認定農業者の確保目標「4年間540経営体」を踏まえ、本市においては年間8経営体の確保を目標とする。

なお、「概ね」は8割とする(以下同じ)。

育成・支援すべき担い手の対象とは次のとおりとする。

(1) 育成・支援すべき担い手の対象

ア 認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号の以下「法」という。)第12条により、市等で農業経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 認定新規就農者

法第14条の4に基づき、市で青年等就農計画の認定を受けた経営体

ウ 基本構想水準達成者

次のいずれかに該当する経営体(認定農業者、集落営農、認定新規就農者を除く)

・年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者

・農業経営改善計画の終期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの従前の経営面積を維持又は拡大している者（平成28年度以降再認定を受けていない者の中から確認）

エ 集落営農（法人の場合を含む）

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農

- ・特定農業団体 法第23条に基づき、地域の農地の2/3以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織
- ・集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織

オ 今後育成すべき農業者

担い手に位置付けられていない経営体のうち、市が今後育成すべきと考える経営体

カ 認定農業者等以外の農外から参入した企業

農外から参入した企業（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準達成者を除く。）

3 地域の特色を活かした農業経営の育成・支援

本市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に係る団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、晴れの国岡山農業協同組合（以下、「農業協同組合」という。）、新見市農業委員会（以下、「農業委員会」という。）、備北広域農業普及指導センター・新見農業普及指導センター（以下、「農業普及指導センター」という。）等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、新見市農業再生協議会（以下、「地域協議会」という。）を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の地域協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の活用により、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）及び当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地

の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること
が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化
促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下「政令」という。）第11条に掲げる
要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）の普及啓発に努め、集落
を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立す
るとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行
う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的
な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合、農作業受託組織と連携を密にし
て、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡
大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、
既存施設園芸の作型、品種の転換による高収益化や新規作目の導入を推進する。

なお、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるもので
あると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項
に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）等の組織経営体への経営発展母体と
して重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ること
により地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を
図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、市内周辺部の中山間地域において、農地の一体的管理を行う主体として当面集
落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農
業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善
計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の
参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農
家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地
域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつ
くよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家
等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義に
ついて、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の
育成施策の中心に位置付け、農業委員会による認定農業者への農地集積をはじめ、その
他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めること
とし、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を
図るものとする。

さらに、広域的な地域を対象とした県営広域農道事業の実施に当たっては、当該実施
地区において経営を展開している認定農業者等に十分配慮し、事業の実施がこのような
農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分
な検討を行う。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

令和2年度の新規就農者は8人で、過去5年間ほぼ横ばいの状況となっているが、
従来からの基幹作物であるぶどう（ピオーネ）、トマト、りんどうの産地としての生
産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ
計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえ
るよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新た

に農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる40代以下の農業従事者を拡大するという新規就農者の確保・定着目標や岡山県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標「5年間750人」を踏まえ、本市においては年間8人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

継続して年間150日以上農業に従事する青年等が、本市及びその周辺市町の優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,200時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（1経営体当たりの年間農業所得200万円以上、組織経営体の場合は主たる農業従事者の1人当たり年間給与所得200万円以上）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。

そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条で指定された農地中間管理機構（以下、「農地中間管理機構」という。）による紹介、技術・経営面については農業普及指導センターや、農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

(4) 地域ごとに推進する取組

ア 草間・豊永地区

従来からの基幹作物であるぶどう（ピオーネ）を栽培する草間・豊永地区において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入（年間2人程度）を重点的に進め、農業協同組合新見統括本部阿新ぶどう部会等と連携し、ぶどう（ピオーネ）の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

イ 高瀬・哲多地区

新規就農施策を重点的に推進（年間2人程度）する地区とし、トマト、りんどう栽培を青年層が意欲を持って営農できる環境を整え、将来的にトマト、りんどうの一大産地となり、その生産の大部分を安定的な経営体へと成長した農業者が担えるような取組を一体的に進めていく。

5 重点的指導

地域協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支店単位の研修会の開催等を農業普及指導センターの協力を受けつつ行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営が展開しつつある地区においては、適切な指導が必要であるため、岡山県（以下、「県」という。）や農業普及指導センター、農業協同組合、(公財)岡山県農林漁業担い手育成財団及び農地中間管理機構、さらに資金計画で株式会社日本政策金融公庫岡山支店の参画を仰ぎつつ、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする地区においては、新規の集約的作目導入を図るため、市場関係者や全国農業協同組合連合会岡山県本部園芸作目担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作目を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稻と組み合わせたの複合経営としての発展に結び付けるよう努める。

なお、農業経営改善計画の期間を終了する認定農業者に対しては、その経営の更な

る向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型の基本的指標

基本的指標の前提条件	
(1)	経営体の所得目標は概ね350万円、年間労働時間1,800時間程度とする。
(2)	農畜産物の販売価格は、平成27年から令和元年の市場価格等を参考にして設定する。
(3)	水稲作付面積は水田面積の64%とする。
(4)	経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。
(5)	労働力は2人。農業労働力が不足する場合は、雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。
(6)	水稲との複合経営は提示しない。

営農類型モデル

NO	営農類型	経営規模	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
1	水稲・作業受託複合	<作付面積> 水稲 2.4ha 飼料用稲 1.6ha 水稲基幹 作業受託10.0ha <経営面積> 水田 4.0ha	<資本装備> トラクター (25PS) 1台 田植機 (5条) 1台 コンバイン (3条) 1台 乾燥機 2台	・複式簿記記帳による経営と家計の分離・青色申告の実施 ・農作業日誌の記帳	・家族経営協定の締結に基づく役割分担や収益配分の明確化、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
2	水稲・WCS用稲・作業受託複合 (組織経営体)	<作付面積> 水稲 12.0ha WCS用稲 8.0ha 水稲基幹 作業受託10.0ha <経営面積> 水田 20.0ha	<資本装備> トラクター (31ps) 2台 田植機 (6条) 2台 コンバイン (3条) 2台 乾燥機 3台 播種機 1台 粃すり機 1台	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・集落営農法人	・組織の労務管理
3	果樹専作 (ぶどう)	<作付面積> 3月加温 10a ピオーネ 簡易被覆 50a ピオーネ <経営面積> 樹園地 60a	<資本装備> 果樹棚、簡易被覆施設 50a パイプハウス 10a かん水施設 1式 スピードスプレーヤー (共同) 1式 温風暖房機 2台	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・農作業日誌の記帳	・家族経営協定の締結に基づく役割分担や収益配分の明確化、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

					事者の確保
4	果樹専作 (ぶどう)	<作付面積> 簡易被覆 30a ピオーネ シャインマスカット10a <経営面積> 樹園地 40a	<資本装備> 果樹棚、簡易被覆施設 40a かん水施設 1式 動力噴霧機 1式	〃	〃
5	果樹専作 (もも)	<作付面積> おかやま 夢白桃 30a 白鳳 20a ゴールデンピオーネ20a <経営面積> 樹園地 70a	<資本装備> かん水施設 1式 防風ネット 1式 黄色灯 1式 動力噴霧機 1式 スピードスプレーヤー 1式	〃	〃
6	果樹専作 (もも・ぶどう)	<作付面積> おかやま 夢白桃 10a 白鳳 10a 簡易被覆 20a ピオーネ シャインマスカット 10a <経営面積> 樹園地 50a	<資本装備> 果樹棚、簡易被覆施設 30a かん水施設 1式 防風ネット 1式 黄色灯 1式 動力噴霧機 1式	〃	〃
7	野菜専作 (トマト)	<作付面積> トマト 30a <経営面積> 畑(水田) 30a	<資本装備> パイプハウス 30a 動力噴霧機 1式 養液土耕装置 1式	〃	〃
8	野菜専作 (だいこん・にんじん・キャベツ)	<作付面積> だいこん 2.0ha にんじん 50a キャベツ 1.0ha <経営面積> 畑 2.5ha	<資本装備> トラクター (24PS) 1台 シーダーマルチ 1台 動力噴霧機 1式 播種機 1台	〃	〃
9	花き専作 (りんどう)	<作付面積> りんどう 50a <経営面積> 畑(水田) 50a	<資本装備> 動力噴霧機 1式 かん水装置 1式	〃	〃
10	酪農専作 (ホルスタイン種)	<飼養規模> 乳牛(ホルスタイン種) 40頭 飼料作物 4.0ha <経営面積> 水田 4.0ha	<資本装備> 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 ミルカー・バルククーラー等 1式 トラクター (60PS) 1台 飼料生産用アタッチメント 1式	〃	・家族経営協定の締結に基づく役割分担や収益配分の明確化、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保 ・ヘルパーの活用
11	肉用牛専作 (繁殖・)	<飼養規模> 肉用牛(繁殖・黒毛和種) 50頭 飼料作物 3.0ha	<資本装備> 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 トラクター (60PS) 1台	〃	・家族経営協定の締結に基づく役割分担や収益配分の明

	黒毛和種)	<経営面積> 水田 3.0ha 放牧場 2.0ha	飼料生産用アタッチメント 1式		確化、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
12	肉用牛専作 (肥育・黒毛和種)	<飼養規模> 肉用牛(肥育・黒毛和種) 100頭 飼料作物 3.0ha <経営面積> 水田 3.0ha	<資本装備> 牛舎 1棟 堆肥舎 1棟 トラクター (60PS) 1台 飼料生産用アタッチメント 1式	〃	〃
13	肉用牛・水稲・WCS用稲複合 (組織経営体)	<飼養規模等> 肉用牛(繁殖・黒毛和種) 4頭 水稲 4.0ha WCS用稲 5.0ha <経営面積> 水田 9.0ha 放牧地 1.0ha (水田含む)	<資本装備> 簡易牛舎 1棟 トラクター (60PS) 1台 田植機 (4条) 1台 コンバイン (3条) 1台	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施 ・農作業日誌の記帳 ・集落営農法人	・組織の役割分担や収益配分の明確化 ・肉用牛繁殖部門の役割分担と外部預託による労働分散

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、営農類型を示していないものは、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標を参考にすることとする。

新たに農業経営を営もうとする青年等
(継続して年間150日以上農業に従事)
が目標とすべき営農類型の基本的指標

基本的指標の前提条件	
(1)	経営体の所得目標は200万円以上、年間労働時間1,200時間程度とする。
(2)	農畜産物の販売価格は、平成27年から令和元年の市場価格等を参考にして設定する。
(3)	経営管理の方法は、複式簿記と青色申告を基本とする。
(4)	労働力は2人。農業労働力が不足する場合は、雇用により補うこととし、家族経営協定の締結と休日制、月給制に取り組む。

営農類型モデル

NO	営農類型	経営規模	資本装備	経営管理の方法	農業従事の態様等
1	果樹専作 (ぶどう)	<作付面積> 簡易被覆 30a ピオーネ <経営面積> 樹園地 30a	<資本装備> 果樹棚、簡易被覆施設 30a かん水施設 1式 動力噴霧機 1式 防風ネット 1式	・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

2	野菜専作 (トマト)	<作付面積> トマト 20a	<資本装備> パイプハウス 20a	〃	〃
		<経営面積> 畑(水田) 20a	動力噴霧機 1式 養液土耕システム 1式		
3	花き専作 (りんどう)	<作付面積> りんどう 30a	<資本装備> パイプハウス 30a	〃	〃
		<経営面積> 水田(畑) 30a	動力噴霧機 1式 かん水装置 1式		

第3 第2, 第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の特産品であるぶどう(ピオーネ)・トマト・りんどうなどの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、岡山県農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用を推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談対応や他の農家等との交流の場の設置など、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農アドバイザーを設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策

や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展ができるように必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 岡山県農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を営もうとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、地域協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を営もうとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びその農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ねに掲げる程度である。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
40%	目標年次は令和13年度とする。

○効率的かつ安定的な農業経営への面的集積について

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること、中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中・小家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培によるその他農地の保全等の取組を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、県が策定した「21世紀おかやま農業経営基本方針」の第4章「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

本市の大部分を占める中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。

このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準及びその他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物であるぶどう（ピオーネ）・トマト・りんどうの農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農業畜産振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準及びその他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化、その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担及びその他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ (4)①イの実施区域が地域計画の区域内にあるときは農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、特定農業法人又は特定農業団体を、当該法人又は団体の同意を得て、農用地利用規程において定

めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実に認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合等の指導、助言を求めてきたときは、地域協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われる等に努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進及びその他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農

業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、令和 5 年 9 月 29 日から施行する。

2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるときは、なお従前の例による。